

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年二月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	改正前
<p>第四 在宅医療</p> <p>一〇一の五の二 (略)</p> <p>一の五の三 在宅患者訪問診療料(1)の注13 (在宅患者訪問診療料(1)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>(1) 在宅医療DX情報活用加算1の施設基準</p> <p>イ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行つていること。</p> <p>ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。</p> <p>ハ 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電磁的記録として登録する体制を有していること。</p> <p>ニ 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。</p> <p>ホ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</p> <p>ヘ ホの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</p> <p>(2) 在宅医療DX情報活用加算2の施設基準</p> <p>(1)のイ、ロ及びニからヘまでに掲げる施設基準を満たすものであること。</p> <p>(削る)</p>	<p>第四 在宅医療</p> <p>一〇一の五の二 (略)</p> <p>一の五の三 在宅患者訪問診療料(1)の注13 (在宅患者訪問診療料(1)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行つていること。</p> <p>(2) 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。</p> <p>(3) 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有</p>

(削る)

(削る)

(削る)

一の六〜八 (略)

#### 第十五 調剤

一〜五の三 (略)

五の四 医療DX推進体制整備加算の施設基準

(1) 医療DX推進体制整備加算Ⅰの施設基準

イ〜ハ (略)

ニ 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制及び調剤した薬剤に関する情報を電磁的記録として登録する体制を有していること。

ホ〜ヌ (略)

(2)・(3) (略)

五の五〜十四 (略)

#### 第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等

一〜三 (略)

四 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用

(略)

抗癌性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与

していること。

(4) 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。

(5) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(6) (5)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

一の六〜八 (略)

#### 第十五 調剤

一〜五の三 (略)

五の四 医療DX推進体制整備加算の施設基準

(1) 医療DX推進体制整備加算Ⅰの施設基準

イ〜ハ (略)

ニ 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有していること。

ホ〜ヌ (略)

(2)・(3) (略)

五の五〜十四 (略)

#### 第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等

一〜三 (略)

四 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用

(略)

抗癌性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与

された場合に限る。)の費用

(略)

五〽八 (略)

第十七 (略)

別表第一 特定疾患療養管理料並びに処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算に規定する疾患

(略)

された場合に限る。)の費用

(略)

五〽八 (略)

第十七 (略)

別表第一 特定疾患療養管理料並びに処方料並びに処方箋料の特定疾患処方管理加算に規定する疾患

(略)